

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定に関する情報提供について

株式会社 プライミー

記

1. 労使協定締結の有無 有
2. 労使協定の有効期間 令和2年4月1日～令和4年3月31日
3. 労使協定の対象者となる労働者の範囲

当事業所で雇用している正社員の中で、派遣労働をしている全従業員を対象とする。

以 上